

平成 29 年度 第 2 回敬老パス・マナカ利用促進プロジェクト

平成 30 年 1 月 16 日（火）午後 4 時 45 分
第 1 会議室（本庁舎 2 階）

- 1 区役所窓口における敬老パス・マナカ利用促進について（資料 1）

- 2 自動販売機（飲料水）へのマナカ電子マネー決済の導入について（資料 2）

参考資料 1 第 1 回敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム議事要旨

参考資料 2 敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム設置要綱

区役所窓口における敬老パス・マナカ利用促進について

1 方針

敬老パス・マナカ利用促進のため、区役所窓口において、証明書発行件数が多い区役所市民課及び支所区民生活課市民係で、マナカ決済の導入を進めていく。

2 想定スケジュール

年 度	内 容
～ 3 0	○プロジェクトにおける方針決定 ・区役所市民課・支所区民生活課市民係におけるマナカ決済の導入を取り組みのひとつとして位置づけ ○モデル実施に向けた調整 ・65歳以上の住基登録者人口等を勘案して対象区を設定 ・イニシャル、ランニングコストの確保 ・区役所との協議、組合交渉 ・他都市、本市先行事例の詳細把握 ・事務（精算業務）マニュアル案の作成 ○手数料条例改正 ・前納の例外規定の設定
3 1 ～	○モデル実施 ○モデル実施を踏まえた検証 ・利用実績、利用者の評価 ・費用対効果（今後の傾向の分析等） ・事務（精算業務）マニュアルの見直し ○他区・支所への拡大に向けた調整 ・イニシャル、ランニングコストの確保 ・区役所との協議、組合交渉

(案)

平成30年1月18日

各局区室 企画調整担当課長 様

交通局営業課長

自動販売機（飲料水）へのマナカ電子マネー決済の導入について（依頼）

平素は、交通局事業へのご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

交通局では、平成22年度のマナカ導入と同時に、マナカによる電子マネー事業を開始しました。電子マネー事業については、交通局加盟店舗（端末）での決済により交通局へ手数料が入ることから、加盟店舗の拡大に向けた取り組みとして、従来から、市所管施設の名古屋城や東山動植物園などの観光施設のほか、市営駐輪場などにおいて端末導入を進めてまいりました。

平成28年度に、約33万人の高齢者が使用する敬老パスがマナカに切り替わり、電子マネーの利用促進に向けたさらなる取り組みが求められる中、先の6月定例会での敬老パス・マナカ電子マネー利用促進にかかる市長答弁に基づき、健康福祉局、市民経済局、交通局の3局合同で、「敬老パス・マナカ利用促進プロジェクト」を立ち上げ、検討を進めているところです。

これを受け、新たな取り組みの一環として、まずは市所管施設における自動販売機（飲料水）への端末導入を促進したいと考えております。

つきましては、各局区室の所管施設に設置する自動販売機（飲料水）をマナカ電子マネーを利用可能としていただくとともに、名古屋市交通局と加盟店契約することを募集の条件に加えて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、募集要項への条件記載並びにお問い合わせ先案内については、別紙「募集要項記載例」の5－（1）－オをご参照下さい。

また、自動販売機（飲料水）の選択及び契約に伴うご不明な点がございましたら下記担当までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

（ 交 通 局 営 業 課
担当 稲垣、山本、水谷
TEL 052-972-3927 ）

募集要項記載例

自動販売機設置募集要項（抜粋）

5 募集条件

(1) 設置に関する条件

（ア～エ略）

オ 電子マネー「mana」による支払いが交通局加盟店として可能になるよう対応してください。電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等はすべて設置者の負担とします。

手続き、対応条件等については、名古屋市交通局営業課 ICカード推進係まであらかじめお問い合わせください。

TEL : 052-972-3927

FAX : 052-972-3817

E-mail : ic-card@tbcn.city.nagoya.lg.jp

（カ～シ略）

第 1 回敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム議事要旨

1 民間施設への導入について

<交通局>

- 現在のところ赤字であるため契約店舗を増やしていきたいという状況であり、市民経済局と情報を共有し、このプロジェクトを活用させてもらいたい。
- 交通局としては、敬老パスへの利益還元は現実的には難しく、まずは赤字を解消することが必要である。

<市民経済局>

- まずは端末導入への補助を始める。商店街にとっては現金が電子マネーに変わっただけではメリットがなく、売上増加にどうつながるかが大事。手数料の負担が厳しいが、手数料まで公費で補助するのは難しい。
- 端末導入への補助にあたり、交通局の加盟店に加入するという条件をつけることはできない。

<健康福祉局>

- 敬老パスのあり方検討の中で、利便性の拡大はしなければならない。昨年から敬老パスを I C 化し、これに合わせて名鉄タクシーの 1 割引など、事業者の取り組みにより使い勝手がよくなると考えている。

<全体>

- 交通局と市民経済局とでは主たる目標が少し異なる。市民経済局は電子マネーの活用による消費の活性化、交通局は交通局加盟店舗を増やすこと。

2 市施設への導入について

- 手数料負担と窓口負担の軽減を比較して費用対効果を出すなど、検討が必要である。
- 区役所等の行政は営利を前提にしていない。22 区役所・支所で導入する場合、交通局として少なくとも一定の手数料が必要となる中で、営利を前提としていない行政がどこまで負担できるのか検討する必要がある。
- 区役所の中でも自動販売機は収入を得られる事業としての性質があり、導入しやすい。

敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 敬老パス・マナカによる電子マネー利用を伴う高齢者の外出促進や、敬老パス・マナカによる電子マネー決済が可能な交通局加盟店舗などの拡大を通して、地域経済の活性化を推進し、敬老パスの利用拡充を図ることを目的として、敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 敬老パス・マナカによる電子マネーの利用促進に関すること
- (2) 敬老パス・マナカによる電子マネー決済用端末の設置促進に関すること
- (3) その他必要と認めること

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表1に掲げる職にある者により構成する。

2 プロジェクトチームに座長を置き、座長は健康福祉局主管副市長とする。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、必要の都度、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 プロジェクトチームに敬老パス・マナカ利用促進プロジェクトチーム幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は次の事務を行う。

- (1) プロジェクトチームに付する事項の整理及び検討
- (2) その他プロジェクトチームを円滑に運営するために必要な事務

3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者により構成する。

4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は健康福祉局高齢福祉部長とする。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

別表 1

市民経済局主管副市長
健康福祉局主管副市長
交通局主管副市長
市民経済局長
健康福祉局長
交通局長

別表 2

市民経済局地域振興部長
市民経済局地域振興部住民課長
市民経済局産業部長
市民経済局産業部産業労働課長
市民経済局産業部地域商業課長
健康福祉局高齢福祉部長
健康福祉局高齢福祉部主幹（持続可能な敬老パス制度の構築）
交通局営業統括部長
交通局営業統括部営業課長